

社会システムにおける著作権の登録と著作権の表示

——アメリカ著作権法の登録制度を日本に導入できるか——

Registration and Notice of copyright in the social system

—— Can we introduced in Japan a registration system of the United States Copyright Act? ——

田沼 浩 Hiroshi Tanuma

† 駒澤大学 法学部

† Komazawa University, School of Law

要旨

1989年アメリカは、著作権に対する登録や表示を成立の要件としないベルヌ条約に加盟した。にもかかわらず、現在なお著作権法に著作権の登録と表示の規定が存在する。現在の社会システムにおいて、これらの必要性はあるのか、必要性があるとすればどのような理由か。情報に対して誰でも自由にアクセスできるインターネットとデジタル技術が発達することで、その必要性を説く。そして、新たな可能性としての著作権の登録の優位性と、社会システムとして著作権の表示がその登録制度に含有されて行く過程を通じて、アメリカ著作権法の登録制度を日本に導入できるかを検証する。

The United States in 1989, became a member of the Berne Convention does not establish a requirement for registration and notice of copyright. Nevertheless, the provisions of the registration and notice of copyright exists in copyright law. Whether it is necessary for the current social system? If there is a need to imputation it, what is the reason? By the development of the Internet and digital technology, we have access to the information by anyone, and emphasized the need for the provision of the copyright registration and notice.

Then registration of copyright will dominate as a social system. Copyright notice is included in the registration system. Through that process, we verify whether Japan can be introduced into the registration system of the United States copyright law.

1. 問題提起

ベルヌ条約加盟国では、著作権は特許のような出願、すなわち何ら形式や手続き (formality : 方式) を履行することなく権利を享有することができる (The enjoyment and the exercise of these rights shall not be subject to any formality. (権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約5条2項前段)。

1989年にアメリカはベルヌ条約に加盟した。アメリカがベルヌ条約に加盟したことで、著作権という権利において、方式の履行をも要しない無方式 (主義) が世界の標準となった。ベルヌ条約に加盟したアメリカであったが、現在でも方式 (主義) のなごりである著作権の登録制度 (Registration of Copyrights) と著作権の表示 (Notice of Copyrights) の規定は廃止されず、内容を変えて存続している。本来、何ら形式や手続きを履行することなく権利を享有することができるのであれば、方式である登録や著作物への表示 (Cマーク) は要しない。しかし、先進5カ国 (日米英独仏) において日本とアメリカだけが著作権の登録制度を、アメリカだけが著作権の表示の制度を現在も残している。

現在の社会システムにおいて、財産権たる著作権に登録制度と表示制度は本当に必要があるのか。著作権の登録や表示は存在しなくても問題にはならない [10]。だが、誰でもアクセスできるサイトから自由に情報を閲覧、発信できるようにインターネットが発達したことで、これまでの書籍やテレビのように特定の流通過程 (メディア) を経ることなく、情報を得ることが可能になった。その反面、これらの情報 (デジタル情報) の著作権を管理することが、これまで以上に難しくなった。また、著作権の侵害を未然に防ぎ、作者を明確にして流通させるため、その手段として登録制度を再考する動きも出てきていた [3]。

本論文では、このような変化の中で、著作権の登録制度と表示制度の必要性を説きながら、新たな可能性としての著作権の登録の優位性と、社会システムとして著作権の表示がその登録制度に含有されて行く

過程を通じて、アメリカ著作権法の登録制度を日本に導入できるかを検証する。

2. アメリカ著作権法における著作権の登録と表示

アメリカ著作権法は、1989年にベルヌ条約に加盟することで、方式主義から無方式主義¹に移行した。ベルヌ条約加盟国は、5条2項前段²に基づいて特許出願のような方式的な制度は導入できない。しかし、19条「The provisions of this Convention shall not preclude the making of a claim to the benefit of any greater protection which may be granted by legislation in a country of the Union. (この条約は、同盟国の法令が定める一層寛大な規定の適用を求めることを妨げるものではない。)」の範囲内であれば、加盟国は自国の国内法で登録や表示を定めることができる。そのため、アメリカがベルヌ条約の加盟国になっても、登録や表示制度を残したことは条約違反にはならない。とはいっても、ベルヌ条約に明らかに反する規定、すなわちベルヌ条約5条2項前段に反するベルヌ条約加盟前の登録と表示の規定をそのまま残すことはできなかった。

その結果、アメリカ著作権は制度として著作権の登録を残し、権利を表示するためのCマーク（丸の中にCの文字）もそのまま残した。そして、その役割は様変わりしている。1976年のアメリカ著作権法において、著作権は登録しなければ権利は発生しなかった [10]。だが、1988年ベルヌ条約施行法（the 1988 Bern Convention Implementation Act）の施行によって、アメリカ著作権法408条「Such registration is not a condition of copyright protection. (登録は、著作権による保護の条件とならない)」、すなわち登録によって権利は発生しなくなり、405条「With respect to copies and phonorecords publicly distributed by authority of the copyright owner before the effective date of the Berne Convention Implementation Act of 1988, the omission of the copyright notice described in sections 401 through 403 from copies or phonorecords publicly distributed by authority of the copyright owner does not invalidate the copyright in a work (1988年ベルヌ条約施行法の発効日より前に著作権者の権限により公に頒布されたコピーまたはレコードについては、著作権者の権限により公に頒布されたコピーまたはレコードから401条ないし403条に定める著作権表示が欠落していても、いずれかの場合には著作物に対する著作権を無効にしない)」、すなわち著作物にCマークのような著作権の表示をしなくても無効にならなくなった。

一方、アメリカ著作権法における登録の効果は、1989年3月1日以降「prerequisite under the current Act to the commencement of any infringement action (侵害訴訟開始の前提要件)」(411条(a))と規定された [7]³。

表示の効果も限定的なものとなった。1989年3月1日以降は、権利発生の証明的な効果はなく「If a notice of copyright in the form and position specified by this section appears on the published copy or copies to which a defendant in a copyright infringement suit had access, then no weight shall be given to such a defendant's interposition of a defense based on innocent infringement in mitigation of actual or statutory damages, except as provided in the last sentence of section 504(c)(2). (本条に定める形式および位置の著作権表示が、著作権侵害訴訟の被告が入手することのできた既発行のコピーになされている場合には、被告の善意の侵害に基づく抗弁は、504条(c)(2)最終段に定める場合を除き、現実損害賠償額または法定損害賠償額を減殺するために一切考慮されない。)」(401条(d))として、著作権の表示による被告の善意の侵害に基づく抗弁を無条件に認められなくなった [7]。とはいっても、Cマークのような著作権の表示がアメリカ国内で慣例化していることから、完全に効力がないとも考えられていない。「the cheapest deterrent to infringement which a copyright holder may take (著作者がとることができる侵害に対する安価な抑止)」になることをベルヌ条

¹ 無方式主義とは、特許権のように出願のような方式を権利の成立に要しないことを示す。

² 「The enjoyment and the exercise of these rights shall not be subject to any formality. (権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない)」。

³ ただし、これを適用されるのはアメリカの著作物とベルヌ条約など非加盟国の著作物に限られる(411条(a)と Berne Convention Implementation Act of 1988 など)。

約施行法案成立時のアメリカ下院報告書は記述している【H.R.Rep.No.100-699】 [4].

3. 登録制度の優位性と表示制度の存在意義

アメリカ著作権は、ベルヌ条約の加盟国になって権利の享有することに *formality* (方式) を要しなくなったため、著作権の登録は著作権を著作者に帰属させるための要件ではなくなった。ただし、著作者が原始的に帰属を証明するための方法として登録 (408条(a)) と著作物の納付 (408条(b)) が認められることになった⁴。

その登録の効果は、「prerequisite under the current Act to the commencement of any infringement action (侵害訴訟開始の前提要件)」 [7]である (411条(a))。ただし、アメリカの著作物は、侵害訴訟開始の前提要件のためだけに登録されるわけではない。更に登録する著作者には新しい利益 (メリット) も設けている。侵害訴訟開始前に著作権が登録されている場合に限り、法定の損害賠償と弁護士費用の償還が認められている (412条)。これは、弁護士は勝訴しても利益がないことがあることから [7]、著作権専門の弁護士にとって重要なインセンティブになる [4]。

これに対して、ベルヌ条約加盟によってアメリカ著作権法の著作権の表示は、登録制度と同様に義務化されることはなくなった。表示の効果は著作権の表示による被告の善意の侵害に基づく抗弁を無条件に認められなくなっただけで、極めて限定的なものになった。C マークを著作物の複製物につけなくても著作権が主張できることになった。このことは、方式を求めないベルヌ条約に加盟する中で、アメリカの著作権政策が著作物の表示より著作権の登録の優位性を認めたことに他ならない。

登録「register」は *Black's Law Dictionary* [1]や英米法辞典 [8]で示しているとおり、「To make a record of (記録を作成すること)」という意味もあるが、「To enter in a public registry (公的帳簿へ入力すること)」、「To enroll formally (正式に登録すること)」、「to check in with the clerk of court before a judicial proceeding (訴訟移行前に裁判所書記官に確認すること)」のように、公的な記録を作成するという意味に解していることが多い。

また「register」を「To make a record of」を捉えた場合も、「record」は *Black's Law Dictionary* が示す通り「Information that is inscribed on tangible medium or that, having been stored in an electronic or other medium, is retrievable in perceivable form (有形の媒体や電子またはその他の媒体に格納されたものに記されて知覚できる形で取得できる情報のこと)」を意味するがその一方で、「To deposit (an original or authentic official copy of document) with an authority (公的機関などの権原のある者によって(文書の原本または本物の公式なコピー)を堆積すること)」「The official report of the proceedings in case, including the trial or hearing (if any), and tangible exhibits (試験や聴覚(もしあれば),そして有形展示を含むような手続の公式報告書)」のように解して公的なものとして捉えられることも多い。

このように登録はその多くが公的な意味を含むため、どうしても一定の法的効果を求められる傾向がある。アメリカの著作権法においても、侵害訴訟開始の前提要件が与えられるのはその典型である (411条(a))⁵。

これに対して、表示「notice」は、「A person has notice of a fact or condition if that person. (人は事実や条件の表示を持つ)」であるが、「Legal notification required by law or agreement, or imparted by operation of law as a result of some fact. (法的表示は、法律または契約によって要求、またはいくつかの事実の結果として、法律の運用によって付与される。)」 [1]として法的な運用によって効果が決まってくる。

アメリカ著作権法上の著作権の表示は著作権侵害者たる被告からの善意の侵害に基づく抗弁を無条件

⁴ 著作権の譲渡をする場合、著作権の移転証書その他著作権に関する文書を著作権局に登録することができるようになっている (205条)。

⁵ しかも、法定の損害賠償と弁護士費用の償還まで認められている (412条) ことは、利得まで与えて制度として積極的に利用させようとしている。

に認めなくなつたに過ぎない(401条(d))(402条(d))⁶。言い方を変えれば、著作者および著作権者は、表示によって被告からの善意の侵害に基づく抗弁を覆す立証ができるだけに過ぎなくなつた。たとえば著作者やその関係者が誤ってプログラム著作物のCマーク、著作物が最初に発行された年月日と著作者名(401条(b))が消えてしまったときには、そのプログラムを複製した者に対して損害賠償を請求することができないということである。このように、著作権の登録と比較しても著作権の表示による明確な法的な効果は極めて小さくなってしまった。

4. 権利の表示から登録制度へ

著作物たる情報がデジタル化されることで、簡易かつ安価に著作物のデジタル化した複製物を作ることができるようになった。そして、デジタル化された複製物の情報から更にその複製物をつくることもできるようになった。できあがった複製物がデジタル化されたものであれば、すべて元の著作物と変わらないことから、全く同一の著作物が大量に存在することになる。それは、情報としての全く変わらない著作物が複数存在することである。この場合も著作権は一つである⁷。

ただし情報がデジタル化される前も、情報として全く変わらない著作物が複数存在する状態はあった。たとえばプログラム著作物は複製された媒体(記憶媒体)の違いはあっても、これまでも同一のコードのプログラムは存在した。このように共通した記号において作成され同一のプログラムは存在する。ただし、これらは複製物なのかオリジナルなのかはわからない。これも現在のように情報全体がデジタル化した状況と大きく変わらない。アナログとデジタルが混在する時代があった[6]。それがデジタル化する技術の進歩によって「情報の種類を問わず、0と1の形式[6]」にすることができるようになった。すなわち、いろいろな著作物が記号によって表現できるようになったに他ならない。

このように著作物が記号によって表現できるようになった情報に、Cマーク、著作物が最初に発行された年月日と著作者名(401条(b))である著作権の表示を付けた複製物が広く配布することは可能であろう。だが、DRM(Digital Rights Management)のような不法利用の制限を加えなければ、配布中に著作権の表示を削られることもある。著作権の表示が削られた複製物を利用した者は、善意の侵害に基づく抗弁ができることから、その者から損害賠償を請求することは難しい⁸。DRM技術を組み込んだソフトウェアを直接改変すれば、アメリカではデジタルミレニアム著作権法(Digital Millennium Copyright Act: DMCA)違反になる⁹。一方、複製物を使用しても、違法著作物であることを知らなければ、DMCA違反にはならない¹⁰。要するに、著作物が流通する過程で著作権の表示が消去されれば、善意の第三者が複製物を使用しても、著作者または著作権者は損害賠償を請求することはできない。

また、インターネットを通じて著作物に自由にアクセスできる環境で、DRMのような不法利用の制限を加えなければ、著作権の表示が簡単に削除されて、著作権の保護という目的において著作権の表示が機能することはない。そして、デジタル化された複製物(コピー)は著作権の表示の痕跡を残さず消すことができるため、複製物を利用する者は著作権を侵害する意識はなく、その者の責任を追及することはできない。

そして、アメリカ著作権法において登録は制度として重要な意味「侵害訴訟開始の前提要件」を持たさ

⁶ 正確に言うなら、被告からの善意の侵害に基づく抗弁に対して、現実損害賠償額または法定損害賠償額を減殺するために一切考慮されないということ。

⁷ デジタル複製技術により複製物が多数作られるのであって、新たな創作物ができるわけではない。現行の著作権法は、たとえばプログラムが自動的に新たなプログラムを作成されるなど人以外の機械が創作的行為をなすことを想定していない。立法的措置が求められる[9]。

⁸ 正確に書くなら、アメリカ著作権法で損害賠償を請求しても、現実損害賠償額または法定損害賠償額を減殺するために考慮されるということである。日本の著作権法では、損害賠償は請求できず(114条)、不当利得請求をするしかない(民法703条)。

⁹ 日本では、DRMを迂回させるためのソフトウェアを配布すると不正競争防止法2条1項11号に反する行為となる

¹⁰ 日本では、著作権法113条が適用される。

れた (411条(a)) .

なぜアメリカ著作権法の登録には、このような効果が認められたのか。それは登録制度に 2 つの目的をもたせていることに他ならない。「The dual purpose of voluntary registration is to create a written record of copyright ownership available to the public for commercial and other purposes, and to secure important legal, mostly evidentiary, benefit. (自らが登録することは 2 つの目的がある。ひとつは商業用およびその他の目的のために公衆に利用可能な著作権者の書面による記録を作成することである。もうひとつは重要な法的、主に証拠として利益を確保することである。)」 [4]すなわち、登録の本質である record (公的な記録) と、法的に期待されるものとしての evidentiary (証拠) である。

ベルヌ条約加盟によって著作権を方式主義¹¹から無方式主義に転換したアメリカ著作権法が登録を証拠方法として制度化することは、不自然なことではない。アメリカ著作権法では、登録のために著作物の完全なコピーの納付が求められているからである (408条(b))¹²。

このようにアメリカ著作権法において、著作権の登録と著作権の表示の効果に厳然たる差がある。誰でも自由にアクセスできるインターネットとデジタル技術の発達によって、著作権の表示が削除された複製物が容易に流通できる環境にあることを考えれば、このような差、アメリカ著作権法のように登録制度が優位性となり、表示制度が慣習の領域に法として限定されることは不思議なことではない。それは、権利の表示から登録制度にシフトせざるを得ない政策的転換である。

では、同じベルヌ条約加盟国のアメリカ著作権法の登録制度に類する制度の導入は日本において可能であろうか。日本の著作権法の登録制度 (78条) は、著作物の納付を法的に求めている。そのため、日本の著作権法の登録制度はアメリカ著作権法の登録ほど証拠的な意味合いは低く、著作権の存在を公証するまでは至っていない。日本でも、アメリカのような証拠力を有する著作権の登録制度の必要性は高いと考えるべきである [5] [2]。そして、文化庁の文化審議会が著作権の登録に関する議論もなされているが、どのような登録制度を導入すべきかまでの結論には達してはいない¹³。確かに国立国会図書館に納本されている場合には、アメリカ著作権法に類した著作物の納付となりうる可能性はある。だが、アメリカ著作権法の登録制度を超えるような制度¹⁴を日本に導入しようとするれば、コスト以外にも多くの問題 (特に思想的な管理) を解決しなければならない。

5. 結語

政策的には極めて乱暴ではあるが、アメリカ著作権法の登録制度の一部を日本に導入して登録を著作権の証拠とすることは可能であり、導入すべきである。

アメリカ著作権法において、今後も登録の優位性は変わらず、著作権の表示は登録を補完する形で含有されて行く可能性が高い。

アメリカにおいて登録した著作権の情報の閲覧が可能にすることで商用的価値のある著作物に利益をもたらす可能性が予想されている。Schwartz & Nimmer, では次のように述べている [7]。

「Of course registration provides actual notice to anyone who searches the Copyright Office records, and can provide valuable commercial benefits as well by making the author's name and other pertinent information widely available including via the Internet. (もちろん、登録は、著作権局の記録を検索し誰にも実際の表示を提供し、インターネット経由だけでなく、著作者名その他の適切な情報を広く利用可能なものにすることによって貴重な商業的利益を提供することができる)」

アメリカ著作権法においても、任意となったコピー等に著作権の表示を付することが公衆に周知させ

¹¹ 方式主義とは、特許のような出願登録によって権利が発生することを示す。

¹² ただし、登録の前に連邦議会図書館に完全なコピーを納付していた場合は、それをもって納付に代えることができる。

¹³ 平成 16 年 1 月文化審議会著作権分科会報告書 http://www.cric.or.jp/houkoku/h16_1b/h16_1b.html

¹⁴ たとえば全メディアの横断的なアーカイブ化を推進するような制度 [11]は著作物の納付として非常に有効であるが、アメリカ著作権法の内容を超えると利用しづらくならないか。

る機能を十分果たせるとは考えにくい。このことが登録情報の検索の可能性を考えざるを得なかったものと推察できる。これも、著作権の登録の優位性を示すものである。そして、著作者名などの著作権の表示が登録した記録の検索という方法に変わる可能性も示している。

日本の著作権の登録には公示的機能を有する [10]¹⁵。日本に著作権の表示制度がないことを考えれば、日本の登録に対する効果としての公示的機能、すなわち「一定の事項を周知させるために、一般公衆がこれを知ることのできる状態に置くこと [12]」は、日米の著作権登録の共通した新たな効果と考えることもできよう¹⁶。

日本において著作権の登録制度にアメリカの登録制度の導入を検討する動きは全くない¹⁷が、電子ブックや映像の国際流通によって、日本の著作物が日本の登録制度より高い証拠力を求めて、アメリカで著作物を登録する動きが強まる可能性はある¹⁸。

インターネットの普及や著作物のデジタル化によって、日米の登録の効果に一定の共通性が求められるのに、政策的にもそれを打ち出せていない。それは著作権法制度の違い、すなわちアメリカ著作権法が登録制度に著作権の証拠として明確な法的効果を持たせていることにある。

引用,参考文献

- [1] Bryan A. Garner [2009] 『Black's Law Dictionary』 Thomson Reuters
- [2] 加戸守行 [2003] 『著作権法逐条講義 四訂新版』 著作権情報センター p418
- [3] 北川善太郎 [2003] 『コピーマート 情報社会の法基盤』 有斐閣
- [4] Robert A. Gorman, Jane C. Ginsburg [2002] 『Copyright cases and materials』 Foundation Press p411
- [5] 小林尋次 [1958] 『現行著作権法の立法理由と解釈』 第一書房 p38
- [6] 斉藤博 [2007] 『著作権法 第3版』 有斐閣 p9,p7
- [7] Eric J. Schwartz Melville B. Nimmer, Paul E. Geller [2004] 『International Copyright Law & Practice : United States』 LexisNexis Japan p131,p132,p136,p162
- [8] 田中英夫 [1991] 『英米法辞典』 東京大学出版会
- [9] 中山信弘 [2007] 『著作権法』 有斐閣 p187
- [10] 半田正夫 [2009] 『著作権法概説 第14版』 法学書院 p22,p46,p203,p236
- [11] 福井健策 [2011] 「国立図書館法を改正し,投稿機能付きの全メディア・アーカイブと権利情報データベースを始動せよ」日本知財学会誌第7巻3号
- [12] 法令用語研究会 [2000] 『有斐閣法律用語辞典 第二版』 有斐閣 p423

¹⁵ ただし、権利変動に限定された規定である（著作権法77条）。

¹⁶ 公示のことを「public notice」 [8]と訳す。「public notice」も「Notice given to the public or persons affected, use. By publishing in a newspaper of general circulation. (影響を受けた公共または個人に与えられた表示は、一般に普及している新聞で公開することによって、使用する。）」を示していることから、日本語の公示的機能を有する [1]。

¹⁷ 日本の不動産登記に近い登録制度の検討を示した記述はある。境真良「通信・放送融合の進め方 下」平成18年6月30日日本経済新聞 経済教室

¹⁸ ベルヌ条約の内国民待遇の原則（5条1項）【半田2007,p46】 [10]によって、日本の著作物もアメリカ国内の著作物と同等以上に著作権が保護されるが、アメリカの著作物として電子書籍などが出版,配信される可能性が高い。